

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文 目次

○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）（抄）（第一条関係）	1
○ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）（第二条関係）	6
○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第三条関係）	6
○ 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）（第四条関係）	6

○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第二条第一項第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。</p> <p>一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第十一条第一項において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物</p> <p>二（略）</p> <p>（特定建築物の非住宅部分の規模等）</p> <p>第四条 法第十一条第一項のエネルギー消費性能の確保を特に図る必要があるものとして政令で定める規模は、床面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が二十分の一以上であるものの床面積を除く。第十一条第一項を除き、以下同じ。）の合計が三百平方メートルであることとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第二条第一項第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。</p> <p>一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第十五条第一項において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物</p> <p>二（略）</p> <p>（特定建築物の非住宅部分の規模等）</p> <p>第四条 法第十一条第一項のエネルギー消費性能の確保を特に図る必要があるものとして政令で定める規模は、床面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が二十分の一以上であるものの床面積を除く。第十五条第一項を除き、以下同じ。）の合計が三百平方メートルであることとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（特定建築物に係る報告及び立入検査）</p> <p>第六条 所管行政庁は、法第十七条第一項の規定により、特定建築</p>

第六条・第七条 (略)

(削る)

第八条 (略)

(特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数等)

第九条 法第二十八条第一項の政令で定める数は、百五十戸とする。

2 | 法第二十八条第二項の政令で定める数は、千戸とする。

物の建築主等に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち建築物エネルギー消費性能基準への適合に関するものに関し報告させることができる。

2 | 所管行政庁は、法第十七条第一項の規定により、その職員に、特定建築物又はその工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

第七条・第八条 (略)

(建築物に係る報告及び立入検査)

第九条 所管行政庁は、法第二十一条第一項の規定により、法第十九条第一項各号に掲げる行為に係る建築物の建築主等に対し、当該建築物につき、当該建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち建築物エネルギー消費性能基準への適合に関するものに関し報告させることができる。

2 | 所管行政庁は、法第二十一条第一項の規定により、その職員に、前項の行為に係る建築物又はその工事現場に立ち入り、当該建築物並びに当該建築物の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

第十条 (略)

(新設)

(特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅の戸数等)

第十条 法第三十一条第一項の政令で定める数は、三百戸とする。
2 法第三十一条第二項の政令で定める数は、千戸とする。

(削る)

(削る)

(削る)

(新設)

(特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数)

第十一条 法第二十八条の政令で定める数は、一年間に新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数が百五十戸であることとする。

(分譲型一戸建て規格住宅に係る報告及び立入検査)

第十二条 国土交通大臣は、法第三十条第四項の規定により、特定建築主に対し、その新築する分譲型一戸建て規格住宅につき、次に掲げる事項に関し報告させることができる。

一 新築した分譲型一戸建て規格住宅の戸数
二 分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能及びその向上に関する事項

2 国土交通大臣は、法第三十条第四項の規定により、その職員に、特定建築主の事務所その他の事業場又は特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅若しくはその工事現場に立ち入り、当該分譲型一戸建て規格住宅、当該分譲型一戸建て規格住宅の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類並びに帳簿を検査させることができる。

(特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅の戸数)

第十三条 法第三十一条の政令で定める住宅の区分は、次の各号に掲げる住宅の区分とし、同条の政令で定める数は、当該住宅の区分に応じ、一年間に新たに建設する請負型規格住宅の戸数が当該各号に定める数であることとする。

一 一戸建ての住宅 三百戸
二 長屋又は共同住宅 千戸

(削る)

第十一条

(略)

(削る)

(請負型規格住宅に係る報告及び立入検査)

第十四条 国土交通大臣は、法第三十三条第四項の規定により、特定建設工事業者に対し、その新たに建設する請負型規格住宅（当該特定建設工事業者の一年間に新たに建設するその戸数が前条各号に定める数未満となる住宅区分に係るものを除く。以下この条において同じ。）につき、次に掲げる事項に関し報告させることができる。

一 新たに建設した請負型規格住宅の戸数

二 請負型規格住宅のエネルギー消費性能及びその向上に関する事項

2 国土交通大臣は、法第三十三条第四項の規定により、その職員に、特定建設工事業者の事務所その他の事業場又は特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅若しくはその工事現場に立ち入り、当該請負型規格住宅、当該請負型規格住宅の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類並びに帳簿を検査させることができる。

第十五条

(略)

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十六条 所管行政庁は、法第四十三条第一項の規定により、法第四十一条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち建築物エネルギー消費性能基準への適合に関するものに関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第四十三条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物又はその工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

第十二条 (略)

附則

(削る)

第十七条 (略)

附則

(特定増改築に係る特定建築物に係る報告及び立入検査)

第三条 所管行政庁は、法附則第三条第十項の規定により、特定増改築に係る特定建築物の建築主等に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち建築物エネルギー消費性能基準への適合に関するものに関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法附則第三条第十項の規定により、その職員に、特定増改築に係る特定建築物又はその工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

- 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）（第二条関係）（略）
- 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第三条関係）（略）
- 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）（第四条関係）（略）